

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実が企業価値の向上につながるの考えに基づき、透明度の高い経営システムの構築を図ることが重要と考えております。そのためには、法令等遵守(コンプライアンス)体制並びに業務の適正を確保するための体制を構築し、その上で情報開示(ディスクロージャー)を行い説明責任(アカウンタビリティ)を果たしていくことが、コーポレート・ガバナンスを確保することになると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者の計画】

当社は現在、最高経営責任者等の後継者の計画及びその計画に対する取締役会での監督は行っていませんが、将来の経営陣幹部となり得る人材に対し、階層別に研修を実施するとともに、複数部門の経験や経営会議をはじめとする重要会議への出席などを通じた将来の経営陣幹部の育成に努めております。今後は、取締役会において育成計画について監督する体制について検討してまいります。

【補充原則4-3-2 CEOの選解任】

当社は、代表取締役などの業務執行取締役について、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物を選任しています。

【補充原則4-3-3 CEOの解任手続の確立】

当社は、代表取締役などの業務執行取締役について、法令、定款、社内規定に違反した行為があった場合、その他、求められる役割・責務を果たしていないと取締役会が判断した場合は、取締役会にて取締役会候補者として指名せず、また、その役職を解任いたします。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社の独立社外取締役は現状3名であり、過半数に達していません。社外取締役には、取締役候補者の指名及び報酬などの特に重要な事項の検討のみならず、日常的にも忌憚なくさまざまな事項につき、適切な意見・助言を得ております。上記4-3-2、4-3-3と合わせ、独立社外取締役のより一層の適切な関与・助言を得るための取組みについて検討を進め、取締役会の独立性・客観性の強化を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 4 いわゆる政策保有株式】

政策保有に関する方針

当社は、政策保有株式について、コーポレートガバナンス・コードを巡る環境の変化や株価変動リスクに鑑み、取引関係の維持・強化、戦略的な業務提携など保有の意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針としております。

保有の適否の検証

当社は、取締役会で毎年、個別銘柄の保有の適否について検証を行い、その検証結果に基づき、継続保有するか売却するかを審議、決定しております。保有意義が乏しいと判断される銘柄については、市場への影響等に配慮しつつ適宜売却を行います。

政策保有株式に係る議決権行使基準

保有すると判断した株式に関する議決権の行使については、議案の内容を検討し、その発行会社の株主価値の向上に資するものか否かなどを総合的に判断したうえで、適切に行使します。

【原則1 7 関連当事者間の取引】

当社は、当社で実施する取引については、関連当事者間の取引を含む全ての取引について、社内規程に従い、取引の規模及び重要性に応じて、財務、会計、税務、法務などの専門的見地からの審査を経たうえで、必要な決裁を経て実施しています。その内容については監査役が常時閲覧できる体制としています。

取締役の競業取引、利益相反取引について、法令に従い、取締役会の承認を受けて実施し、その結果を取締役に報告することとしています。

【原則2 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

企業年金の積立金の運用は、複数の運用機関へ委託するとともに、個別の投資先選定や議決権行使等も同機関へ一任することにより企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないようにしています。

また、企業年金担当組織が運用機関に対するモニタリングなどの適切な活動が実施できるよう、年金運用に適した資質及び専門性を持った人材を継続的に配置するとともに、定期的に開催される資産運用委員会における審議等を通じて、企業年金の資産運用の健全性や適正性なども確認しています。

【原則3 1 情報開示の充実】

当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、当社の意思決定の透明性、公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するとの観点から以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行っております。

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、企業理念を策定しております。詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。

企業理念 <http://www.fu-hd.com/company/philosophy/>

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

() 経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針と手続

取締役の報酬の基本方針は、本報告書の「 . 1. [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

上記方針を定めた規程を取締役会において決定しております。

なお、役付執行役員の報酬の基本方針と決定方法は、取締役の報酬の基本方針と決定方法に準じております。

() 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名の方針と手続

取締役及び執行役員の候補者は、豊富な経験、実績、専門性、多様性等を総合的に勘案して、バランスを検討したうえで選任・指名しております。また、監査役候補者は、当社事業に関する知識、財務・会計・法律等に関する知見及び豊富な経験、企業経営に関する多様な視点のバランスを検討したうえで、指名しております。

上記方針に基づき、代表取締役および関係する取締役が内容を検討し、取締役会で決定しております。

なお、取締役・監査役に、法令、定款、社内規定に違反した行為があった場合、その他、求められる役割・責務を果たしていないと取締役会が判断した場合は、株主総会に解任議案を付議します。

() 個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役の個々の選解任理由については、株主総会参考書類等で開示します。

【補充原則4 1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、監査役設置会社として、法令上認められる範囲内で通常の業務執行の決定については経営陣への委任を進めています。取締役会においては、経営陣による経営執行の監督やコーポレート・ガバナンスに関する事項の決定に加えて、定量面又は定性面から重要性の高い業務執行に関する決定を行っています。取締役会に付議すべき事項は当社の「取締役会規則」に定めています。

【原則4 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立社外取締役3名を選任しております。社外取締役の状況につきましては、本報告書の「 . 1. 機関構成・組織運営等に係る事項 [取締役関係]」に記載しておりますので、ご参照ください。

【原則4 9 独立社外取締役の独立性基準及び資質】

当社における社外取締役及び社外監査役を独立役員として認定する際の基準を明らかにすることを目的として、当社取締役会の承認により「社外役員の独立性に関する基準」を制定しております。社外取締役及び社外監査役候補者の検討にあたっては、同基準による独立性を有することを前提としております。

同基準は、本報告書の「 . 1. [独立役員関係] その他独立役員に関する事項」に記載しておりますので、ご参照ください。

【原補充則4 11 取締役会の構成】

当社の取締役会の人数は、定款で定める15名以内とし、取締役会における業務執行の監督と重要な意思決定を行うため、当社の事業経営に關する豊富な経験、実績、専門性、多様性等を総合的に勘案し、取締役会の機能・責務を全うするためのバランスを検討した上で、適正な人数で構成することを基本としております。

このような考えのもと、現在は当社の各事業の業務に精通した社内取締役9名と豊富な経験と高い見識を有する社外取締役3名の計12名で取締役会を構成しております。

【補充原則4 11 取締役・監査役の兼任状況】

取締役及び監査役の他の上場会社の役員の兼務状況は、株主総会招集ご通知の参考書類や事業報告等において毎年開示しておりますのでご参照ください。

第38期定時株主総会招集ご通知 P9～26、P42～43

http://www.fu-hd.com/ir/stock_information/shareholder_meeting/index.html

【補充原則4 11 取締役会の実効性評価】

当社は、全取締役及び監査役が取締役会評価に関する質問票に回答し、その回答の集計結果に基づき、取締役会において分析・評価を実施しました。

その結果、取締役会の構成、運営、議題、取締役会を支える体制の各面において当社の取締役会は概ね適切に機能しており、取締役会の実効性は確保されていることを確認しました。

なお、前年度の評価におきまして課題が指摘された、取締役会の開催スケジュール、提供される資料の内容等については、取締役会運営の充実・見直しを進め、前年度の調査と比較し、改善がはかられていることを確認しました。

一方で、取締役会の構成(取締役の人数、社外取締役の割合)、取締役会の議題内容の充実(代表取締役の後継者計画、経営陣幹部の選解任等)について課題が指摘され、今後、検討いたします。

当社取締役会におきましては、今回の評価も参考にして、今後も実効性の向上をはかってまいります。

【補充原則4 14 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役及び監査役に対するトレーニングとして、新任社外取締役及び監査役に対し、当社の事業概要、財務、戦略等について説明を実施し、当社に関する知識の習得を支援する方針であります。また、取締役及び監査役の業務を行うにあたって必要な基本知識を学ぶための機会を設けるとともに、外部教育訓練を斡旋し、費用を負担することで、取締役及び監査役としての役割および責務についての理解を深めるための支援を行う方針であります。

【原則5 1 株主との建設的な対話に関する方針】

IR基本方針

当社は、「正確性・迅速性・公平性を旨とし、シンプルで誠実な情報開示を行う」ことをIR活動のポリシーとしています。社長の強いリーダーシップのもと、半期ごとの決算説明会や、海外IR、個別取材対応、ホームページや各種刊行物の充実を積極的に行っています。今後もIR活動の一層の強化を図っていきます。

・株主および投資家等との対話はCFOを責任者とし、合理的な範囲で経営陣幹部または取締役が対応するよう努めます。

・CFOは、株主および投資家等との対話に関する実務担当部署としてのCFO・IR室を統括し、またCFO・IR室は定期的なミーティングを含めた社内関係部署との連携を密に行うことにより、経営陣幹部または取締役による株主および投資家等との対話を補佐するものとします。

・CFOは対話を通じて得られた株主および投資家等の意見・懸念を定期的に取締役会に報告します。また、これに限らず、経営陣幹部への情報共有を随時行います。

・CFOはCFO・IR室を担当部署として、様々な機会を通して株主および投資家との対話の促進を図るものとします。

IR活動の取組みや方策等、詳細については、本報告書の「 . 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況 2. IRに関する活動状況」に記載しておりますので、ご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠商事株式会社	52,507,296	41.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	18,675,500	14.75
伊藤忠リテールインベストメント合同会社	10,880,400	8.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,086,066	5.60
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	3,073,500	2.42
株式会社NTTドコモ	1,812,800	1.43
日本生命保険相互会社	1,553,272	1.22
BNPパリバ証券株式会社	1,432,825	1.13
ゴールドマン・サックス証券株式会社 BNYM	1,325,600	1.04
STATE STREET BANK WEST CLIENT TREATY 505234	1,242,513	0.98

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

伊藤忠商事株式会社(上場:東京)(コード)8001

補足説明更新

- 「大株主の状況」は、2019年2月28日の状況です。
- 伊藤忠リテールインベストメント合同会社は、伊藤忠商事株式会社の完全子会社です。
- 2018年6月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、大和証券投資信託委託株式会社及び共同保有者1社が2018年5月31日現在で当社株式6,337千株を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。
- 2018年9月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三菱UFJ信託銀行株式会社及び共同保有者2社が2018年9月10日現在で当社株式6,439千株を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。
- 2019年2月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、野村證券株式会社及び共同保有者2社が2019年1月31日現在で当社株式12,289千株を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主の状況」には含めておりません。
- 2019年3月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友信託銀行株式会社及び共同保有者1社が2019年2月28日現在で当社株式34,033千株を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主の状況」には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	2月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は上場会社として一定の独立性を確保し、親会社である伊藤忠商事株式会社及びそのグループ会社につきましては、一般の市場取引と同様に交渉の上で取引条件等を決定しており、少数株主の利益を害することのないように取引を行っております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、上場子会社を1社有しており、「経営の自主性を尊重するとともに、当グループの経営目標の達成のため、その経営改善に積極的に指導・助言する」との基本方針のもとに経営の独立性を尊重しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
伊澤 正	その他													
高岡 美佳	学者													
関根 近子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊澤 正		〔重要な兼職の状況〕 一般財団法人日中経済協会理事長	経済産業省大臣官房審議官や国際協力機構理事、日本貿易振興機構副理事長等を歴任し、外交官も務めるなど、豊富な経験と高い見識を有しており、それらに基づく有益なご意見やご指摘をいただけることを期待しております。また、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しました。

高岡 美佳	〔重要な兼職の状況〕 立教大学経営学部教授 株式会社TSIホールディングス社外取締役 株式会社モスフードサービス社外取締役 共同印刷株式会社社外取締役 SGホールディングス株式会社社外取締役	大学教授として経営学等に関する専門的知識を有しているほか、当社の社外監査役並びに他社の社外取締役を務めるなど、豊富な経験と高い見識を有しており、それらに基づく有益なご意見やご指摘をいただけることを期待しております。 また、独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しました。
関根 近子	〔重要な兼職の状況〕 株式会社Bマインド代表取締役 イーサポートリンク株式会社社外取締役 株式会社バルカー社外取締役	大手化粧品会社の執行役員として、国際マーケティングほか多部門の部門長を歴任した後、他社の代表取締役及び社外取締役を務めるなど、豊富な経験と高い見識を有しており、それらに基づく有益なご意見やご指摘をいただけることを期待しております。 また、独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数 更新	6名
監査役員数 更新	6名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人とは監査計画の説明、四半期毎に報告を受け、討議や情報交換を行う等、連携強化に努めております。また、内部監査部門である監査室とは毎月、内部監査の結果の報告を受ける等、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数 更新	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
馬場 康弘	他の会社の出身者													
青沼 隆之	弁護士													
内島 一郎	他の会社の出身者													
白田 佳子	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- j 上場会社の取引先 (f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者 (本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
馬場 康弘		〔重要な兼職の状況〕 株式会社ファミリーマート 監査役 ユニー株式会社 監査役 馬場氏は伊藤忠商事株式会社の出身者であります。	他社において長年にわたり経理、財務等に関する業務に従事されており、それらの豊富な業務経験と経理、財務等の分野に関する高い見識に基づき当社の経営を厳格に監査していただくことを期待しております。
青沼 隆之		〔重要な兼職の状況〕 シティユークワ法律事務所オプ・カウンセラー	法律の専門家として豊富な経験と高い見識を有されており、それらに基づき、当社の経営を厳格に監査していただくことを期待しております。 また独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しました。
内島 一郎		〔重要な兼職の状況〕 なし	大手石油会社の取締役として、経営企画ほか多部門の部門長を歴任し、豊富な経験と高い見識を有されており、当社の経営を厳格に監査していただくことを期待しております。 また独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しました。
白田 佳子		〔重要な兼職の状況〕 筑波学院大学経営情報学部客員教授 東京国税局土地評価審議会会長 法務省法制審議委員 ウィン・パートナーズ株式会社社外取締役 菱電商事株式会社社外取締役 宝印刷株式会社社外取締役 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構社外取締役	大学教授として財務会計や経営に関する専門的知識を有しているほか、他社の社外取締役を務めるなど、豊富な経験と高い見識を有されており、それらに基づき、当社の経営を厳格に監査していただくことを期待しております。 また独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しました。

〔独立役員関係〕

独立役員の数 更新

6名

その他独立役員に関する事項

当社における社外取締役及び社外監査役を独立役員として認定する際の基準を明らかにすることを目的として、当社取締役会の承認により「社外役員の独立性に関する基準」を制定しております。社外取締役及び社外監査役候補者の検討にあたっては、同基準による独立性を有することを前提としております。

同基準は次のとおりであります。

〔社外役員の独立性に関する基準〕

1. 目的

本基準は、当社における独立役員として認定する独立性の基準を明らかにすることを目的とする。

2. 独立役員

1) 独立役員とは、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役とし、本項2)及び3)に定める要件をいずれも満たす者をいう。

2) 独立役員は、次の定めいずれにも該当しない者とする。

(1) 当社の親会社又は兄弟会社の業務執行者

なお、本基準において業務執行者とは、取締役(社外取締役を除く。)、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。)、執行役(総称して以下「取締役等」)、支配人その他の使用人等の業務を執行する者をいう。

(2) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

なお、「当社を主要な取引先とする者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

(イ) 当社又は当社のグループ会社(グループ会社の加盟店を含む。本(イ)、3) (イ)において同じ)に対して商品又は役務等を直接又は間接に供給している者であって、供給者又は供給者が法人である場合には当該法人及びその連結子会社が製造若しくは卸売等し、当社及び当社のグループ会社に供給した商品及び役務等の金額が、当該供給者の直前事業年度の連結売上高の2%を超える者。

(ロ) 当社又は当社のグループ会社に債権を有する者であって、債権者又は債権者が法人である場合には当該法人及びその連結子会社が有する債権額が、当該債権者の直前事業年度末日の連結総資産の2%を超える者。

(3) 当社の主要な取引先又はその業務執行者

なお、「当社の主要な取引先」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

(イ) 当社又は当社のグループ会社に対して商品又は役務等を直接又は間接に供給している者であって、供給者又は供給者が法人である場合には当該法人及びその連結子会社が製造若しくは卸売等し、当社及び当社のグループ会社に供給した商品及び役務等の金額が、連結ベースの直

前事業年度の売上高の2%を超える者。

(ロ) 当社又は当社のグループ会社が債権を有する者であって、当社及び当社のグループ会社が有する債権額が、当社の直前事業年度末日の連結総資産の2%を超える者。

(4) 当社又は当社のグループ会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者を含む。)

なお、当社又は当社のグループ会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家とは、当社又は当社グループ各社から、役員報酬以外に直前事業年度において合計1,000万円又はその者の売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の金額を超える財産を得ている者をいう。

(5) 過去3年間に於いて、上記(1)から(4)までに該当していた者

(6) 以下の近親者(配偶者及び2親等内の親族)

(イ) 上記(1)から(5)までに該当する者

但し、上記(1)から(3)までの「業務執行者」は、取締役等及び部門長以上の使用人(以下「重要な業務執行者」)に限るものとし、上記(4)の「団体に所属する者」においては、重要な業務執行者、及びその団体が監査法人や法律事務所等の専門家団体の場合は、公認会計士、弁護士等の専門的資格を有する者に限るものとする。

(ロ) 当社又は当社のグループ会社の重要な業務執行者

(ハ) 過去3年間に於いて、上記(ロ)に該当していた者

3) 上記2)に定める要件を満たす者であっても、当社の主要株主若しくはその業務執行者、又は過去に上記2)の定めのあるいずれかに該当し、当社の経営陣からの独立性を有しないと認められる場合は、独立役員に該当しないものとする。

3. 告知

独立役員は、本基準に定める独立性を退任まで維持するように努め、本基準に定める独立性を有しないことになった場合には、直ちに当社に告知するものとする。

4. 制定及び改廃

本基準の制定及び改廃は、取締役会の決議による。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

取締役の賞与について、親会社の所有者に帰属する当期利益(連結)と連動する業績連動型報酬制度を導入しております。また、各取締役が固定報酬及び賞与の一部を当社役員持株会に継続的に拠出し、取得した当社株式を在任期間中保有することとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2019年2月期に係る取締役の報酬等の総額について、以下のとおり開示しています。

報酬:263百万円(うち社外取締役22百万円)

上記には、2018年5月24日開催の第37期定時株主総会の時をもって退任した取締役1名、並びに2019年2月28日に退任した取締役3名が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬は、株主総会において承認された限度額の範囲内で支給いたします。

取締役の報酬は、月次支給の「固定報酬」及び「賞与」によって構成されます。このうち「固定報酬」は、内規に基づき役位に応じた金額を設定しており、「賞与」は、親会社の所有者に帰属する当期利益(連結)と連動する業績連動報酬を採用しております。

各取締役は、「固定報酬」及び「賞与」の一部を役員持株会に拠出します(株価連動報酬)。

非常勤取締役の報酬は、月次支給の「固定報酬」のみによって構成されます。

監査役の報酬は、月次支給の「固定報酬」のみによって構成されます。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は、経営企画本部経営企画部が社外取締役の職務執行をサポートしております。

社外監査役は、専従スタッフで構成する監査役会事務局が、監査業務の補助、監査役会の運営事務等、社外監査役を含めた監査役の職務執行をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は12名の取締役(うち3名は社外取締役、男性10名・女性2名)で構成し、原則として、毎月1回取締役会を開催し、会社の重要な業務執行の決定と職務の監督を行っております。また、迅速な意思決定・業務執行を強化するため執行役員制を採用しております。執行役員は取締役会の決議によって選任・業務分担し、担当業務を執行しております。さらに、リスク管理体制の整備と倫理・法令遵守体制の強化を目的としたリスクマネジメント・コンプライアンス委員会、内部統制の構築とコーポレート・ガバナンスの確保を目的とした専門の部門を設置しております。

内部監査部門としては代表取締役社長直轄の監査室を設置し、全社経営課題について「職務執行の効率性」「リスク管理」「法令等遵守」等の観点から内部監査を実施しております。また、監査指摘事項・提言等の改善履行状況についてもチェックを徹底しております。なお、グループ会社の内部監査部門等とも連携し、情報・意見交換等を行っております。

監査役は6名(うち4名は社外監査役、男性5名・女性1名)で、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧等によって、業務及び財産の状況を調査し、取締役の職務の執行を監査しております。また、監査室とは緊密な連携を図り情報の収集等を実施するとともに、グループ会社の監査役とも定期的に連絡会を開催し、グループ全体としてのガバナンスの確保にも努めております。

【責任限定契約の内容の概要】

当社は、会社法427条第1項の規定に基づき、独立役員6名(社外取締役3名及び社外監査役3名)との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低限度額としております。

会計監査につきましては、当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。会計監査人は、独立した第三者の立場から財務諸表等の監査を実施し、当社は監査結果の報告を受け、意見の交換をしております。

業務を執行した公認会計士の概要、および監査報酬の内容は、次のとおりであります。

【業務を執行した公認会計士の概要】

業務を執行した公認会計士の氏名 所属する監査法人名

指定有限責任社員 業務執行社員 大久保 孝一 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 永山 晴子 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 惣田 一弘 有限責任監査法人トーマツ

補助者の構成: 公認会計士15名、その他30名

【監査報酬の内容】

当社及び当社子会社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに対する報酬

公認会計士法第2条第1項に規定する業務(監査証明業務)に基づく報酬556百万円

< 内訳: 当社の監査報酬: 115百万円 当社子会社の監査報酬: 441百万円 >

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役(監査役会)設置会社として、社外監査役を含めた監査役による経営監視を十分機能させることで監視・監督機能の充実と意思決定の透明性を確保しております。この監査役による経営監視を主軸とした企業統治体制に加えて、当社は、取締役会による経営監督の実効性と意思決定の透明性を強化・向上させることを目的に、独立性の高い社外取締役を選任しております。社外取締役を含む取締役会と社外監査役が過半を占める監査役会を基礎とした現状における当社の企業統治体制は、当社が構築すべきと考えている透明度の高い経営システムの構築に合致したものであると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の3週間前に発送
電磁的方法による議決権の行使	実施
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	実施。 招集ご通知等を当社ウェブサイト等に掲載しております。 http://www.fu-hd.com/ir/stock_information/shareholder_meeting/index.html
招集通知(要約)の英文での提供	実施 http://www.fu-hd.com/english/ir/

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「正確性・迅速性・公平性を旨とし、シンプルで誠実な情報開示を行う」ことを規定	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	IR担当役員等による個人投資家向けの説明会を開催	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(第2四半期決算・本決算後)開催。決算概要及び経営戦略について説明	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	米国・欧州・アジアにて主要な投資家への訪問説明を実施。決算概要及び経営戦略について説明	あり
IR資料のホームページ掲載	URL http://www.fu-hd.com/ir/ トップメッセージ、決算資料、決算短信、有価証券報告書等を記載	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署名: CFO・IR室 IR事務連絡担当者: 國友 健二	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「グループ行動規範」にて規定 http://www.fu-hd.com/company/group/

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>私たちは、豊かさや楽しさがあふれる「より良い生活」の実現を目指し、社会・生活インフラとして地域社会の課題を解決することで、お客さまがいつも集まる地域コミュニティの中心でありたいと考えます。そして事業活動を通じて提供する価値は、常に誠実で笑顔があふれる未来を見据えたものでなければなりません。</p> <p>次世代にこの地球環境を継承するために、ステークホルダーの皆さまの声に耳を傾け、これからも行政・NGO・NPO・地域社会との協働を通じて社会や地球環境が抱える課題の解決に取り組み、サステナブルな社会の実現に向けて寄与してまいります。</p> <p>「サステナビリティ報告書」では、ユニー・ファミリーマートグループとしてCSR活動を推進していく上での考え方や体制について記載しています。また、当社として署名した「国連グローバル・コンパクト」、貢献宣言を表明している「持続可能な開発目標(SDGs)」、さらには新たに制定した「サステナビリティ基本方針」などを踏まえ、ユニー・ファミリーマートグループとして解決すべき重要課題に焦点を当て、各社の活動を中心に記載しています。重要課題ごとの取り組みはダイジェスト的に記載しており、より詳細な情報については、ファミリーマートの「CSRハンドブック2018」と併せてご参照いただく形式としています。</p> <p>CSR活動については当社ウェブサイト等に掲載。 URL http://www.fu-hd.com/csr/</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>投資家への適時適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど、投資家への会社情報の適時適切な情報開示を実施。</p>
<p>その他</p>	<p>人種、国籍、宗教、性別によって差別することなく、一人ひとりの従業員の人格・人権・多様性を尊重し、個性や能力を活かしながら誰もが活躍できるようダイバーシティの推進に取り組んでいます。内容については当社ウェブサイト等に掲載。 http://www.fu-hd.com/csr/stakeholder/employee.html</p>

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、2006年5月19日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」について、決定いたしました。また、2019年3月13日付で一部改定を行っており、その概要は以下の通りであります。

(取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに企業集団の業務の適正を確保するための体制の概要)

1. 当社及び当グループ各社の取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社では、取締役会を、原則、毎月1回開催し、代表取締役等から職務の執行の状況につき報告を求めるものとします。また、監査機能を強化するため、監査役監査の実効性を確保するための措置を講ずるものとし、監査役は会計監査人の独立性が保たれているか否か監査するものとします。

(2) 当社では、当グループ全体のコンプライアンスに関する活動を横断的に統括する組織として、代表取締役社長直轄のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、当グループ各社からの定期的な報告を通じて、当グループ全体のコンプライアンス体制の整備・運用状況等を確認するとともに、方針・計画を審議するものとします。また、コンプライアンスに関する周知活動を行うため専門の部門として法務部を設置するとともに、当グループの主要な会社推進責任者を設置し、コンプライアンスの徹底をはかるものとします。

(3) 当社は、グループ行動規範、コンプライアンス規程を制定し、当グループの取締役、執行役員及び従業員はこれらの規程等を遵守するものとします。

(4) 当社では、代表取締役社長直轄の監査室を設置し、監査室は、倫理・法令の遵守状況等につき定期的な監査を行うものとします。

(5) 当社及び当グループ各社に内部情報提供制度等を設け、社内外に情報提供の窓口を設置することで、コンプライアンス違反の行為を是正し、また、未然に防止する体制を推進するものとします。なお、内部情報提供制度に関する規程等において、情報提供者に対し、内部情報の提供を理由とするいかなる不利な取扱いも行ってはならない旨定め、当グループの取締役、執行役員及び従業員はこれを遵守するものとします。

(6) 当社及び当グループ各社は、反社会的勢力を排除し関係を遮断するために、その関係遮断を社内外に宣言し対応をはかるものとします。また、警察、弁護士等の外部機関、業界団体及び地域社会との連携強化をはかり、組織としての対応に努めるものとします。

2. 当社及び当グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社では、当社及びグループ会社が直面する可能性のあるリスクの管理に関する活動を横断的に統括する組織として、代表取締役社長直轄のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、当グループ各社からの定期的な報告を通じて、当グループ全体のリスク管理体制の整備及び運用状況等を確認するとともに、方針・計画を審議するものとします。また、リスク管理の推進、徹底活動を行うため専門の部門として法務部を設置するとともに、当グループの主要な会社推進責任者を設置し、リスク管理を推進するものとします。

(2) 当社は、リスクマネジメント規程を制定し、当社及び当グループ各社は、各部門が直面する可能性のあるリスクを定期的に分析・評価のうえ、当グループ全体のリスクを統合して重点的に対処すべきリスクを抽出し、当該リスクの影響等を最小化するための体制及び方法等につき規程等を整備してリスクを適切に管理するものとします。

(3) 当社の監査室は、リスク管理の状況等につき定期的な監査を行うものとします。

(4) 当社及びグループ会社では、大規模災害などの緊急事態が発生した場合でも、お客様に対する社会的使命を果たすことを目的として、危機管理規程、事業継続計画(BCP)等を整備し、緊急事態への対応を行うものとします。

3. 財務報告の適正性を確保するための体制

(1) 当社は、グループ統一経理規程、経理規程、財務報告に係る内部統制規程その他の規程を整備するとともに、CFO(Chief Financial Officer)を設置し、会計基準その他関連する諸法令を遵守し連結ベースでの財務報告の適正性及び信頼性を確保するために必要な体制を整備するものとします。

(2) 当社は、財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価し、改善をはかります。また、監査室は、当社における財務報告の適正性を確保する体制の状況につき定期的な監査を行うものとします。

4. 当社及び当グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、当社及び当グループ各社における重要な業務執行の決定における諮問等を行う会議体として、代表取締役社長を議長とする経営会議を設置し、迅速かつ慎重な審議により業務執行の決定を行うものとします。

(2) 当社では、執行役員制を採用し、可能な限り業務の執行を執行役員に委譲することにより、業務執行の効率化をはかるものとします。

(3) 当社及び当グループ各社は、取締役会で各取締役の業務分担を定め、さらに、職務権限及び業務決裁に関する規程を制定し、各取締役の職務権限及び責任等を明確にすることで、業務執行の適正化をはかるものとします。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では、取締役会、経営会議その他の重要な会議の議事録、並びに稟議書、決裁書その他の重要な決裁に係る書類(電磁的媒体を含みます。)に記載又は記録された情報の作成、保存及び管理等について、法令に適合する内容の文書取扱規程を整備するとともに、取締役、監査役その他の関係者が、上記の書類等を閲覧できる体制を整備するものとします。

6. 当社並びにその親会社及び当グループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、当グループ各社の自主性を尊重しつつ、状況に応じ取締役及び監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進するものとします。

(2) 当社は、関係会社管理規程に基づき当グループ各社の経営管理及び経営指導にあたり、当グループの主要な会社との間で経営指導契約を締結することで、本基本方針に基づく業務の適正が確保されるように努めるものとします。

(3) 当社では、関係会社管理規程において、経営管理等の指針を明確にし、当グループ各社における経営上の重要事項の決定を当社の事前承認を要する事項とし、また、当社への報告を要する事項を定め、当社への報告を義務づけ、適宜、当グループ各社からの報告を受けるものとします。

(4) 当社では、主要な内部統制項目について、当グループ各社の自主性を尊重しつつ、内部統制システムの整備及び運用を支援し、個別の状況に応じてその管理にあたるものとします。また、グループ会社に、事業実態に応じた規程等を策定させ、これに基づく体制を整備させるとともに、グループ会社への教育・研修の実施などによりグループとしての内部統制システムの整備をはかるものとします。

(5) 当グループ各社の監査部門と当社の監査室が連携し、また、当グループ各社の監査役と当社の監査役会との定期的な連絡会を開催することで、情報交換、施策の連動等を行い、当グループとしての内部統制システムの整備をはかるものとします。

(6) 当社の監査室は、当社各部門の監査を実施するとともに、当グループ各社の監査を実施又は統括することで、当社及び当グループ各社の適正な内部統制の構築について監視及び指導するものとします。また監査室は、当グループ全体の内部統制の構築状況について、定期的に取締役会及び監査役会に報告するものとします。

他、内部情報提供制度等の状況について報告を受け、また、監査室とは、定期会合(月1回)を設け情報交換・監査結果の報告等を受けています。さらに、会計監査人とは、会計監査の状況、子会社の監査結果等の報告を受ける機会を設け、重要課題等について意見交換を行っています。

グループ会社の監査役とは、グループ監査役連絡会を定期的に行い、研修や議論を通じて監査方針等の情報共有やグループ内部統制の徹底をはかっています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1) 基本的な考え方

当社は、「グループ行動規範」のもと、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との一切の関係を遮断することを定めております。

2) 整備状況

反社会的勢力に関する対応部門を総務人事部と定め、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部機関と連携し情報収集を行うとともに、反社会的勢力に対する社内の体制整備を進めており、全役員・従業員に対し周知徹底を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

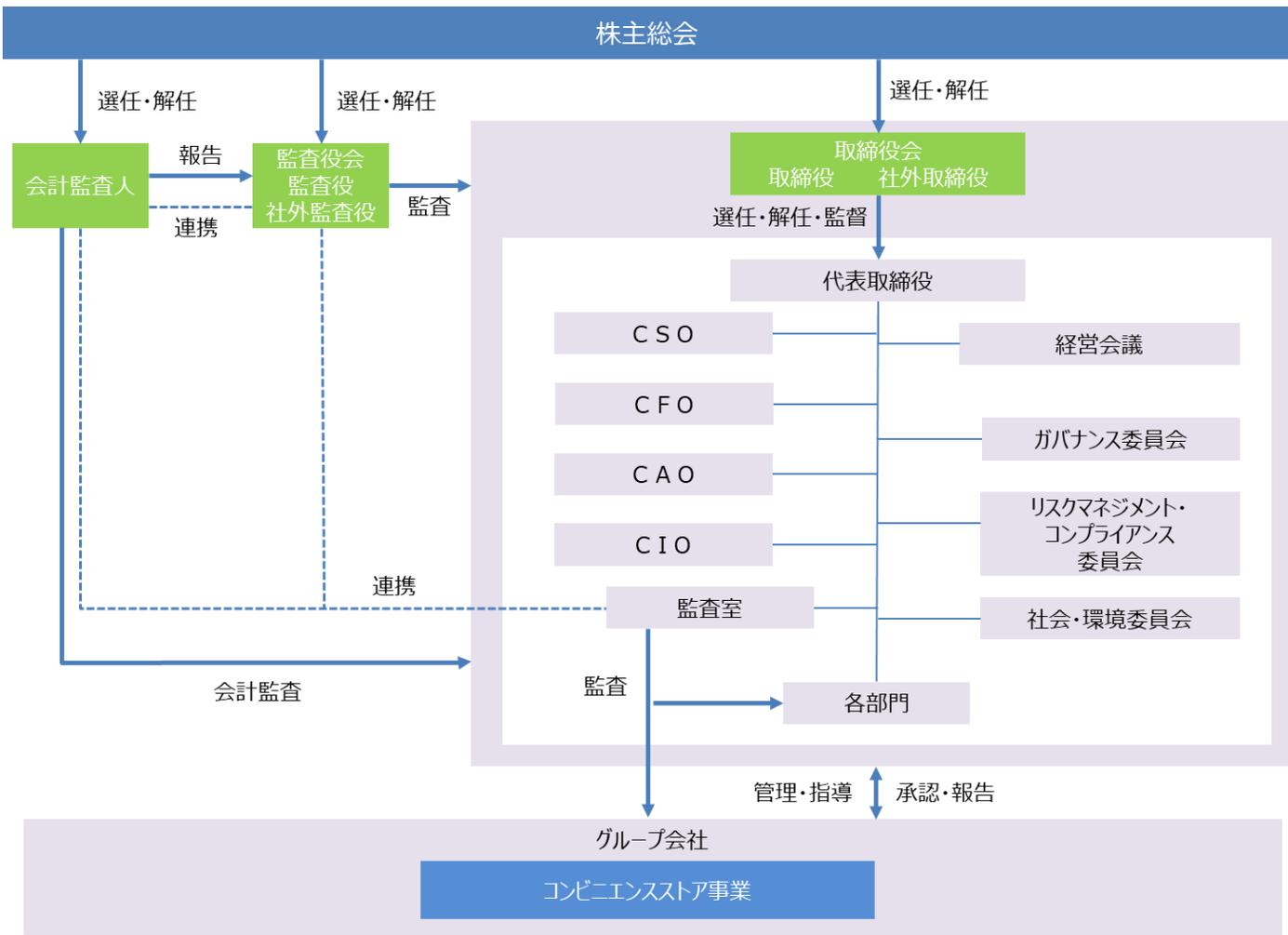
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示に係る社内体制の概要

- 1) 当社は、情報取扱責任者をCFO・IR室長とし、会社情報の適時開示業務はCFO・IR室の職務としております。
- 2) 当社においては、CFOおよび情報取扱責任者であるCFO・IR室長が、取締役会のほか、経営会議など、社内の重要な意思決定を行う会議および重要事項を審議する会議にはすべて出席し、社内および関係会社等の重要事項を迅速かつ適時適切に把握できる体制となっております。また、CFOおよびCFO・IR室長が経営企画本部・経理財務本部と常に連携を図り、適時開示に遺漏が起きないよう点検するとともに、必要に応じてその他社内関係部署と協議を行うなど、正確な情報の適時開示ができる体制を構築しております。
- 3) 当社は企業情報の適時開示業務等の適切な運用について明文化しております。また、インサイダー取引については、「内部者取引防止規程」を制定し、厳しい監視体制を維持しております。

【参考資料：模式図】

1. コーポレート・ガバナンス体制図



2. 適時開示体制

